

平成25年度第3回市民活動団体支援制度審査会

開催日時 平成25年7月22日(月) 午前10時から

開催場所 市役所402会議室

出席者

(委員) 中川委員、仲川委員、谷野委員、宮西委員、上田委員、中田委員

(事務局) 杉浦市民活動推進課長、八重市民活動推進課長補佐、坂谷市民活動推進センター所長、
金子市民活動推進係長

欠席者 なし

案件1 生駒市市民活動団体支援制度の見直しについて

①マイサポ団体による同事業の継続申請への対応について

【事務局】 審査会において、同団体からの同事業の継続提案について、毎年同じ事業に継続して、補助金を交付することは、結果的に「団体への運営補助」になるのではないかと、また、「自主自立を阻害する」ことにつながるのではないかと意見がありました。今年度30団体中、18団体が継続事業です。制度が始まってからの3年間、団体とのやり取りの中で、同じ事業提案であっても、団体が継続事業を実施する必要性を感じているか、継続事業を行なううえで、団体の中で、事業の内容を精査し見直しを掛けているか、さらに、それを申請書に記載できているか、つまり市民に伝えられているかが重要であると感じています。

つきましては、現段階においては、制度の中で、継続事業が提案できる年数を決めてしまうのではなく、団体の意識を向上させることが大切であり、向上させる仕組みを作ることが、今年度の見直しではないかと考えております。その仕組みとして、申請書及び報告書の様式を変更することを事務局からの提案とさせていただきます。

「事業計画書」ですが、2つの欄を追加しました。まず1つ、今まで「事業の目的及び効果」と1欄を設けていたのを、「社会的背景と事業の目的」という項目とし、さらに「(1) この地域や社会で問題だと捉えていること」「(2) 目指している地域や社会」「(3) 目指している地域・社会と申請事業との関係(事業の目的)」を、記載いただくよう小項目を追加しました。

2つめに、裏面に、「昨年と同事業での申請の場合、昨年からの改善点や変更点等」の欄を設けました。

次に、「事業報告書」ですが、振り返りが行なえるよう、「得られた効果」の欄を追記しました。報告書提出時に窓口において、計画書と照らし合わせて、この欄の確認をすることを想定しています。また、次年度、同じ事業提案を行うことを想定し、「実施後に見つかった、事業に関する課題とその改善点や今後の展望」欄を加えました。次年度、同じ事業提案をされた際に、この欄との照らし合わせを行なうことを想定しています。

以上が、案件①「マイサポ団体による同事業の継続申請への対応について」に対する事務局案です。ご意見よろしくお願ひします。

【上田委員】 内容はよく分かりました。前提として、何回で切るということではなくて、事業内容が何らかの改善があれば、それは毎年認めていってもいいのではないかとこのことを前提とした改善策ですね。

【事務局】 団体数が、30団体のうち18団体が継続団体である現状で、かつそれぞれの団体の規模が小さく、1つの団体が複数事業をしているのが非常に少ない現状です。ですので、ここで年数を区切ると、

制度があるのに活用いただけない状況が懸念されます。また、市民からも継続で支援をしたいということを知る機会もあり、あくまでも、市民が支援したい団体を選択するというこの制度の特徴を活かすには、現時点では、制度の中で年数の期限を設けず、このような内容の見直しの提案をさせていただきました。

【上田委員】 もう1点、前回話題になっていたと思いますが、地域のお祭りについて、地域課題としてお祭りをやることでの活性化、まちづくりというふうに書いてあれば、それはお祭りであっても通常のまちづくりの事業というふうにみなして同じように適用していくという考え方でいいのですかね。もう少し議論が必要でないかという気がします。一般的な見直しとしては、特に異存はないと思います。

【宮西委員】 変更案としてはこういう感じかと思います。継続事業をされている、例えば草刈りの活動などは、事業の大枠は変えようがないので、継続してされるしかないのかと。その中で、今年やってみてどうだったかという問題点を挙げてもらい、その改善という形をつないでいけるといいますので、一概に全く継続がだめという形ではなく、ある程度この形で改善を促すような形の申請ができればいいかと思いました。

【仲川副会長】 今のところ区切らないということですが、いつかの段階で、やはり自立的にやっていくという方向へシフトしていかないといけないと思います。まちづくりといっても、一過性のイベントを一年をかけたまちづくりの事業に変えるというようなことはなかなか難しいので、どういうふうにリードしていくのがいいか悩ましいところです。

今後こういうふうになれるということであれば、やってみたらいいかと思います。記載内容を変えて、それで精査してみる。一過性のイベントにたくさん人が来て成功と見ても、改めてみんなで話し合ったら課題というのが浮き彫りになり、それを議論されるとか、そういうことをまずは試みてということならオーケーかと思います。が、これはずっと課題になっていくと思います。

【中田委員】 今の時点では改善点で事業継続していくというのはいいと思いますが、仲川委員がおっしゃるように結局補助金だという趣旨で定着してしまう恐れがあるので、何か目標設定をしていただいて、それを受けていろいろ工夫をやっているというシナリオ、ストーリーが書けたらいいと思います。

【中川会長】 単に直すだけでなく、継続事業でやっていくのであれば、年度ごとに目標があって、これを達成するために毎年積み上げているというストーリーが描けるようにということですね。

【中田委員】 計画として複数年にわたって設定されているのであればそれでいいですし、なかったらなかったで、単年度にやっていってもいいと思います。

【中川会長】 そうすることが、懸念されている単なるぶら下がり補助金を惰性的に繰り返すことを変える1つの仕組みにならないかと。

【事務局】 この事業の目的を達成するのに、いつからいつまでの日程の事業として団体は考えているのかというのも文章化し提案していただいた方が、市民の皆さんに向けて分かりやすいのではないかと。

【中川会長】 そういうことです。だから、お祭りが典型ですけど、5年だったら5年計画を立ててみて、最終5年でこういう目標を達成したから毎年毎年積み上げていますというのだったら認めやすいという話かと思います。

【谷野委員】 事業計画書を一番見直していただきたいところだと思うので、できたら今年度の目標、改善点、それから新規の取り組みとか、そういう項目を、事業の内容欄(1)から(5)までのように、書いていただきやすいようにした方がいいかと思いました。

あと、受益者だけではなく、その事業に参加したボランティアの数なども見たいと思いました。

【中川会長】 実施体制の中をもう少し詳しくすればいけますね。組織で機構を書いている人が多いけど、実際に従事している人がどのぐらいの数なのかという。

それでは、案件1の①継続審査への対応については、今出たような御意見の補強をするということでしょうか。

②のマイサボ事業の規模による事務軽減について

【事務局】 「マイサボいこま」では、事業実施にかかる経費のうち、支援対象経費を算出し、その2分の1以内かつ上限50万円を支援金希望額として申請ができることとなっております。今年度で見ると、30団体のうち支援金希望額の最高額は50万円、最低額は2万5,000円でした。

こうした希望額の大小にかかわらず、現行の制度では同じ書類の提出、同じ選考基準と、団体側の負担が同じである点について、この審査会でも、希望額が低い団体にはもう少し事務軽減ができないかという意見をいただきました。

生駒市補助金等交付規則及び同じく市民が選択する制度を行っている全国の他市自治体の状況も照らし合わせをし、事務局としては、公費の支出についての責任性は金額の大小によらないのではないかと、団体の利便性ばかりでは市民への説明責任の点において問題があるのではないかという見解を持っております。

今の提出の内容では、団体の支援対象事業の規模による事務の軽減について差をつけるということは困難であると考えてますが、この点につきまして御意見をいただきたいと思っております。

【上田委員】 軽減はないという結論でもいいと思いますが、1点、実際たくさん申請をされて、支援が少なかったとき、極端に少ないときに、変更申請を出される場所と出されないところがありますが、変更申請を出される団体は、実際の支援を目の当たりにして、これではこうやってということで組み立てを変えておられると。ところが、出していない団体は自己資金でいったらいいとそのままにしている気がしますが、実際にその支援でできるのかというところが非常に心配です。

年度末になって実際やれませんでしたということになれば、せっかくの支援が無駄になってしまったり、想定している事業が完了しなくなったりするので、極端に少ない場合にはどのようにして現在予定していることを遂行するのかというの、ある程度担保をとっておく必要があるかという気がしています。軽減については特に何の部分を軽減していくのかというところがよく分からないので、その軽減の仕方は難しいと思います。

【中川会長】 軽減する必要は認められないというか、するところが見当たらないということですね。

【上田委員】 極端に少なくなったときに実際に想定していた事業計画が遂行できませんから、変更申請を出された団体がいくつかあり、出されていない団体は、自己資金で対応するということを聞き取ったりしてもらっていましたが、結果として、年度末に事業をやらなかった、大きな部分ができなかったというような報告が来ていたので、支援金額が少ない場合について、この事業計画を担保する方法というのは何かというのを明らかにするような様式にしてはどうかと思います。

【事務局】 事業計画書に、支援金希望額よりも少額だった場合の対応についてという欄を設けておけば、明確にできると思います。

【中川会長】 昨日、神戸市のパートナーシップ活動助成金の被災地支援をテーマにした審査会をやりましたが、「もしこの助成金が交付されない場合はどうされますか」、「あるいは将来打ち切られた場合はどうしますか」という欄があります。その場合、事業を縮減しますとか、あるいはその場合は事業ができませんから実施しませんとか、自力でやりますとかいろいろ書いていましたが、そういう欄があ

った方がいいかもしれません。この場合は、希望どおりの額でない場合はどうしますかということですね。先ほど中田委員もおっしゃっていた、毎年度継続的に事業をやっているというのは少し考えないといけませんよということの示唆にもなるかもしれません。

【宮西委員】 基本は今までのように出していただいて、事業規模が大きくなれば計画の段階で添付書類も増えてくるでしょうし、報告でも増えてくると思うので、必要最小限の書類という形で今はされていると思います。

【仲川副会長】 他市では、5万円以下の場合はプレゼンが免除でしたが、書類提出だから、この程度は仕方ないかと思えます。

【中川会長】 プレゼンの免除というのはありましたか？

【事務局】 マイサポの場合のプレゼンというのは動画配信ということで、市民に選択の届出を呼びかけるための動画になります。それがなくなるほうが団体にとってはデメリットになるのではないかと、考えています。

【谷野委員】 私も軽減は要らないのではないかと思います。皆さんの負担が増えるかも知れませんが、できない団体には相談回数を増やしていただきながら、きっちり作るというのは、皆さんがこれから伸びていっていただくためのいい機会になると思います。だから、その辺で自覚を促していただくという意味でとらえていったらいいと思います。

【中川会長】 参考の意見が幾つか出しましたが、事務軽減の必要は認めないという当局御提案を承諾いたしました。

③マイサポ事業における公益性のとりえ方について

【事務局】 マイサポ団体への登録の可否につきましては、公益性、有効性、実行性の3つの審査項目を設けております。この公益性のとりえ方について、審査会でもさまざまな御意見をいただき、また、事務局としても、団体から何をもって公益ととらえるのかと一番質問が多い項目で、また、説明が非常に難しいと感じている項目です。

つきましては「マイサポいこま」における公益性のとりえ方について御協議いただき、次年度の審査に反映をお願いしたいと思います。御意見、御協議、よろしく願いいたします。

【上田委員】 公益性につきましては、奈良県でも補助事業を行っており、その中で公益性と定義しているのは、事業の受益者が特定の団体に限定されない、対象地域において不特定多数の者の利益となる、公共の利益を増進させることとなっています。利益の享受が特定の者にならないよう、広く享受できる状況に置かれている事業だと考えるしかないと考えています。

【中川会長】 いわゆるクラブ財でなく、公共財であること。だから、地域のまつりでも、その地域に住んでいる人以外は来たらいけないとか、そういうことを言ったら駄目です。

【宮西委員】 とりようによってはいろいろとれることがあるので、概ね小学校区域の行事はいいが、1つの自治会でやるのは公益性でなく、共益性ということでしたが、自治会で見たら自治会の中の公益性は確保しているという見方もできるし、難しいです。

【仲川副会長】 団体自身は共益性の部分はあっても、申請する事業がオープンであれば公益性があるととらえるということですよ。共益か公益かの線引きが難しい。最初は、ほとんどが共益的な活動から始まって、だんだん発展して広がっていく、いろんな人も受けとめていく、そうして力をつけていくケースもあります。

問い合わせられてくるのは、どの辺を悩んでおられるのですか。うちの活動が公益に値しますかどうか

かという質問ですか。

【事務局】 団体は公益性がある前提で申請されます。それを事務局としてどう判断するか、市民の方からの問合せに対して分かりやすく説明ができるか、ということです。

【仲川副会長】 色んなNPO法人の申請を見ている、不特定多数の、みんなという意味で、公益性があるということはないです。耳の悪い人だけのためにやる。でも、公益性があるので法人格はとれます。そういうことから、社会にある課題を解決していく、例えば子供を預けているお母さんたちでいろんな話し合いをして、そこにある課題を見つけて、それを社会に広げていくとか、そういうふうによく社会的な課題解決型であればというふうにとらえないと、全ての人に開かれているとか、みんなのためになるというのは、それぞれの団体の活動の独自性が出なくなってくると思います。

生き生きとした市民が課題を見つけて、すぐ何か行動を起こそうというようなことを広げたいなら、公益性という言葉にあまりそこまでと思う部分はあります。隣にひとり暮らしの独居老人がいて、面倒を見てあげないといけないけど、自分の団体の活動をしなければいけないというのも、趣味の会とかクラブ活動ではないということであれば、公益性とか公共性はあると思います。最近、活動自体を見ていたらそう思わざるを得ない。

でも、そういうクラスターがいっぱいできていくことで社会全体が豊かになっていくとか、生きやすくなる人が多くなるということが、広い意味では公益性があったということですので、そういう解釈をしています。

【中川会長】 特定非営利活動促進法別表1番から20番がありますというイメージをまず分かってもらい、地方公共性という言葉をよく使いますが、Local Public Goodsとか領域公共性、そのような公共性が担保されていたらいいと思います。その領域公共性というのは、不特定多数の第三者利益と定義すると多数ということになります。だから、その定義は危ないと思っています。先ほどもあったように、社会的少数者を対象とした支援的事業、これは公益性はありますよね。

【事務局】 今の説明でよく理解できました。

【中川会長】 ほかにどんな悩ましいケースがありますか。

【事務局】 文化、スポーツ、芸術の分野があります。

【中川会長】 それはただの趣味ではないかと。でも、これも先ほど上田委員がおっしゃったように、自分たちだけ楽しんで自分たちだけが鑑賞しますということでなければいいと思います。

【上田委員】 グラウンドゴルフもそうだと思います。会員だけでなく、一般に広げ、会員以外が多かったです。そういうものであればいいと思います。会員だけが楽しみますというのはだめだと思いますが。

【中川会長】 それで、もう1つ物差しとして、この制度は市民が選択届出しているわけですよね。市民が認めているわけです。認めているのに「これは公益でないです」ときることはできませんよね。ただ、優先順位もあるかと思いますが、それも含めて市民が僕は判断していると考えたらいいと思います。

【事務局】 公益性があるかどうかという点への判断も市民に委ねられているというのがこの制度のポイントですということは、説明はさせていただいています。

【中川会長】 それと、スポーツ、文化、芸術に関しては人権だと思っています。スポーツをする権利、芸術に親しむ権利というのは、全ての階層、あらゆる人々に保障されている国際上の条約上の人権です。だから、お金がないからとか家が貧しいからとかいってピアノの演奏を流してもらえないとかいうのが現実にあるわけです。

画家でもそうですよね。東山魁夷先生は貧しい家に生まれて、自分はものすごい絵に才能があって、

学校の先生が「絵の道を志しなさい」と言ったら親が反対しました。学校の先生と一緒に親に土下座して頼みに行きました。それでも、実際、彼は貧しいながら苦学して美術学校を卒業して、大家になりました。だから、経済的格差によって芸術家になる道が閉ざされているということを非常にまずいと思っています。サラリーマンとしてはだめだったけど、アーティストとしては一流かも知れないという人生もあっていいわけです。選択の多様性を保障するということが大事です。

今までのことをまとめますと、特定非営利活動促進法に、1番から20番までの項目に該当するということが、特定の人たちだけに限定されているからクラブ財ではありません、開放されていますということ、優先順位については判断にばらつきがあるけど、それは市民判断に委ねていますと。それでいいのでないでしょうか。そういう細やかな公共性を担保しようという団体が市内にたくさんおられることが、結果的に社会を強くする。

もう1つ、冒頭に上田委員がおっしゃったお祭りについての考え方ですが、議論の中で出ましたが、様式の改正の中で反映されていることかと思いますが、やりっ放しではだめですと、何年計画ですか、毎年毎年目標は何ですかというようなことがクリアになれば、お祭りに関しては議論もしやすくなると思います。また、この制度は「去年も補助金出たから、今年も頼みます」というものでないということ、既得権というものではないということだけははっきりしておく必要があると思います。

上田委員、非常にニッチな仕事でも、先駆的モデル性みたいものは公益性の中に入れてもいいのでないかと思いがいかがでしょう。

【上田委員】 県としては、まず先駆性、新規性があることというのが別項目でして、そこが団体のルーチンの仕事ではなく、さらに発展性などが必要としていますので、新たなことを取り組みたいときに、行政が後押ししましょう、そこから先は自立してやってください。新たなことをやられるときには、またさせていただくと、ただ、それは2回までというような予算の制限があるという形とさせていただいています。

【中川会長】 奈良県の新しい公事業のケースですが、これは別に新しい公ではないけれど、今のお話の将来の発展性というか、他の市民団体がモデルにしたいなとか、そういう先駆性とか発展性とかモデル性みたいなものを項目として意識したらどうでしょう。

【中川会長】 地域のまつりは、公益性に関しては異議はないですが、継続性という点でだんだん問題が出てきます。そのときに発展性ということを考えてください。他の地域でもこんな盆まつりみたいなことをまねしようと思ったらできるという、そういうパッケージを作ってみてくださいと言うと、すごく公益性が発展すると思います。「うちだけしかできません」でなく、その小学校区でもこれをされたらどうですか、場合によったら見に来てくださいぐらいのアピールをされたらどうでしょうか。小学校区単位の総合型の自治協議会を作るときに、こういうお祭りをベースとして人間関係がうまいことつながることができますみたいな、そういう戦略性まで意識していますようなことを言ったら、補助しやすくなるのでないかと思えます。

仮に反発、批判が出るとしたら、何であそこばかり、えこひいきでないかと言われたとき、「いいえ、違います」という論理がないと。きちんと自分たちで自発的に結束してやっているので、同じように結束されて、実行委員会を作られたらいいのでないですかと。

【仲川副会長】 何かほかにも助成金はありますかと聞いておられるのでしょうか。

【事務局】 具体的なところは、問い合わせまではしてませんが、毎年3月に行っている団体への説明会の際には、行政の補助金というのは必ずしも永続的なものではないということ、またこの制度は、2分の1補助ですので、残りの2分の1を団体が市民から支援を受けるように、この制度がなくなったとして

も、自分たちでその支援というものが継続するようのことを常々考えてくださいというのはメッセージとして伝えています。

昨年11月合同ミーティングを開催し、今年は駅前でチラシ配りや、団体が事業を実施するさいにのぼりを貸し出しますということで、より団体との接点も増えてきました。今の段階ですが、昨年に比べると届け出数も増えています。また、無効票が少なく、基金の選択が多いです。団体に頼まれてというより、制度をきちんと理解され、届出をしていただいていると感じています。あと、インターネットの届出も昨年に比べて多いというのは、若い世代が参加されていると感じています。

まだまだ事務局からの団体へのアプローチというのがあるのではないかと感じているところです。刺激を何か提供すれば団体の方からも反応が生まれ、またその団体からの反応が市民の皆さんの届出に反映するというのを考えて、今年は少しおもしろいと思いながら集計作業をしています。

【中川会長】 以上で、今日、審議すべき事柄は終わりましたが、何かこの際、追加で御発言なされたいことがございましたら、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

— 了 —